

土壤汚染対策法に基づく調査義務発生について

この度、土地の所有者等の皆様に土壤汚染対策法第3条に基づき調査義務が生じました。今後、土地に係る手続き等は以下ようになります。

○法の目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

土地の所有者等に調査義務が発生

↓ 120日以内

土壤調査を実施し、札幌市に報告

※指定調査機関に調査を依頼する必要があります。

調査義務が一時的に免除される場合があります。
(詳細は裏面)

↓ 基準に不適合

区域の指定等 ※健康被害が生ずるおそれの有無によりどちらかに指定

○要措置区域

※健康被害が生ずるおそれあり

措置の指示

※汚染原因者が不明等の場合は、土地所有者等に対して指示します。

措置の実施

○形質変更時要届出区域

※健康被害が生ずるおそれなし

区域の管理

※土地の形質変更時には事前に届出が必要です。

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

○問合せ先

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL : 011-211-2882 FAX : 011-218-5108